資料24　京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況（19年度）

事　　項	件　　数
保管用地の届出の件数	1
保管用地の廃止の件数	1
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	10,669
搬入一時停止命令の件数	0
公表の件数	13
法第14条の３の２の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	13

※法第14条の３の２及び第14条の６の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

年　度	件　　数
１３	２
１４	１０
１５	１２
１６	１６
１７	５
１８	６
１９	１３

※20年3月現在

注１　「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（45年法律第137号）をいう。
　２　「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

資料25　産業廃棄物の不法投棄の状況等

（不法投棄・野焼きの状況）

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
立入調査件数	不法投棄	1,711	2,884	4,045	8,981	7,955	7,479	6,971	7,407
	野焼き	632	892	1,180	1,766	1,386	1,494	1,774	3,262
立入調査箇所数	不法投棄	234	341	447	642	511	515	479	434
	野焼き	267	310	341	427	353	280	259	237

（府の不法投棄対策の経過）

・２年12月　産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
・３年６月　京都府違法開発等対策（地域）機動班の設置
・11年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員（警察官ＯＢ３名）の設置
・11年４月　野焼き立入等指導マニュアルの作成
・11年６月　不法投棄立入等指導マニュアルの作成
・11年６月　京都府環境犯罪対策協議会の設置
・12年４月　循環型社会推進課に現職警察官の配置
・12年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（３名→４名）
・13年４月　京都府不法投棄等特別対策本部の設置
・13年４月　京都府不法投棄等特別対策（地域）機動班の設置
・13年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（４名→８名）
・13年４月　不法投棄等特別対策室の設置
・13年５月　不法投棄等防止旬間を実施
・13年６月　不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
・13年９月　広域合同監視活動を実施
・14年１月　不法投棄等撲滅パトロールを開始
・14年11月　産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（８名→10名）
・14年12月　不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
・14年12月　産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
・14年12月　京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
・15年４月　〃　施行
・15年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（10名→12名）
・15年12月　京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
・16年１月　〃　施行
・16年５月　地方機関再編にともない地域機動班を広域機動班に改組